

## 鳥取県教育委員会告示第 21 号

平成 19 年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児の募集を、次の要項により実施する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### 平成 19 年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項

#### 1 募集幼児

平成 13 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに出生した幼児（以下「5 歳児」という。）（単一障害学級及び重複障害学級）

平成 14 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに出生した幼児（以下「4 歳児」という。）（単一障害学級及び重複障害学級）

#### 2 出願資格を有する者

4 歳児又は 5 歳児で、単一障害学級にあつては肢体不自由の程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 の表に規定する程度のものとし、重複障害学級にあつては肢体不自由の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有するものとする。

#### 3 出願方法

##### (1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書を鳥取県立皆生養護学校長（以下「皆生養護学校長」という。）に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、80 円切手をはり付けたものとする。）を同封すること。）。

##### (2) 出願期間及び受付場所

###### ア 出願期間

(ア) 平成 19 年 2 月 20 日（火）から同月 22 日（木）までとする。ただし、郵送による場合は、平成 19 年 2 月 22 日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(イ) 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 受付場所 鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）

##### (3) その他

皆生養護学校長は、(1)の入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

#### 4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書の審査及び面接の結果により行う。

#### 5 面接の日程等

(1) 日時 平成 19 年 3 月 6 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

(2) 場所 皆生養護学校

##### (3) 内容

ア 幼児との面接及び行動観察

イ 保護者との面接

#### 6 合格者の発表

平成 19 年 3 月 14 日（水）正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

#### 7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、平成 19 年 1 月 12 日（金）から皆生養護学校において交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明な事項は、皆生養護学校（〒683-0004 米子市上福原七丁目 13-4 電話 0859-22-6571、ファクシミリ 0859-38-3485）に問い合わせること。